

## 令和8年度「おいしい讃岐」開発プロジェクト委託業務 仕様書（案）

### 1 目的

香川県が運営する「かがわ農商工連携ビジネスネットワーク」に登録する農林漁業者及び食品事業者を対象とした産地訪問ツアー、商談会の開催などにより、両者の意見交換、相互理解の機会を設けることで、新たな商流の創出や新商品・メニューの開発など、県産農畜水産物の販路・利用拡大を図る。

※農林漁業者：農産物、畜産物、水産物、林産物（キノコ類）を生産する者

### 2 委託者

香川県

### 3 委託業務の内容

#### （1）「かがわ農商工連携ビジネスネットワーク（以下「ネットワーク」という。）」への登録推進及び登録者との連携体制構築

積極的な勧誘等により、ネットワーク登録者数の増加を図ること。具体的には、農林漁業者及び食品事業者それぞれ20者以上の増加を目標とすること。また、ネットワーク登録者との連携体制を構築し、商談会の案内等について、効果的な業務を行うこと。

（参考：かがわ農商工連携ビジネスネットワークとは）

農林漁業者と食品事業者のマッチングを通じて、県内農林漁業者の販路拡大、県産農水産物を利用した商品開発を推進するため、令和7年4月に県が開設したプラットフォーム。登録要件等の詳細は、下記URLを参照。

<https://sanukinoshoku.jp/local-business-network/>

#### （2）産地訪問ツアーの開催

ネットワークに登録する食品事業者等を対象に、農林漁業者の生産現場を訪問するツアーを2回以上開催すること。なお、訪問先については、農産物の旬の時期や食品事業者の希望を踏まえ選定すること。

#### （3）研修会の開催

ネットワークに登録する農林漁業者を対象として研修会を開催すること。なお、内容についてはFCPシートの作成方法や生産物のPR方法など、（4）の商談会に資する内容とすること。

#### （4）商談会の開催

農林漁業者と食品事業者のマッチングのための商談会を1回以上開催すること。なお、1回は8月開催を目途とすること（8月31日（月）9時～17時で丸亀市綾歌総合文化会館アイレックスを利用することも可（会場使用料は受託者負担））。

#### （5）アドバイザーによる助言

農林漁業者の販路拡大等の専門的知見を有するアドバイザーを2名以上選任し、商談会や研修時など農林漁業者の相談に対応する機会を設けること。

## (6) 商談会等の広報及び進捗状況に応じた PR

商談会等を各種広報媒体で PR するとともに、マッチングの状況を随時確認し、県に報告すること。マッチングの状況に応じて、試作品の広報や新商品発表会の開催を行うこと。

## (7) プロジェクトの推進

マッチングによる商品開発について、今年度は次の2つをテーマとした商品・メニュー開発プロジェクトを推進することとしている。(1)～(6)の業務について、このプロジェクトの達成に繋がるように進めること。

### ① 県産果実・野菜等を利用したスイーツ開発

「ホワイトデー」をターゲットにした新たな定番スイーツの開発を目指し、マッチングによる商品開発を行うこと。

### ② 県産農水産物を利用した給食用食材の開発

学校給食に提供できる冷凍食品などの加工品の開発を目指し、試作品の開発を行うこと。なお、給食事業を実施する事業者(市町等)が希望する給食用食材についてのアンケート結果は次のとおりであるので、参考にすること。

○参考：令和8年2月に農政課が実施したアンケートにおいて、給食事業者が「希望する食材・商品」の設問で回答した内容

#### (1) 県産野菜を使った加工品

- ① おくら(カット、冷凍)
- ② とうもろこし(皮むきカット、冷蔵)
- ③ とうもろこし(芯付、輪切)
- ④ とうもろこし(バラつぶ、冷凍)
- ⑤ そら豆(むき身)
- ⑥ にんにく(冷凍)
- ⑦ しょうが(冷凍)
- ⑧ パセリ(乾燥)
- ⑨ 坂出金時いも(チップス)

#### (2) 県産果実を使った加工品

- ① みかん(冷凍、ジュース、缶詰、ゼリー)
- ② いちご(ジャム)
- ③ 桃(コンポート、冷凍)
- ④ 桃(ゼリー、ジャム)
- ⑤ ピオーネ(2粒、冷凍)
- ⑥ ポメロ(コンポート)
- ⑦ キウイ(ジャム)
- ⑧ いちじく(冷凍)
- ⑨ オリーブ(スライス)

#### (3) 県産小麦を使った加工品

- ① さぬきの夢 ゆでうどん(個包装)
- ② さぬきの夢 中華麺(個包装)

- (4) 県産畜産物を使った加工品
  - ① オリーブ牛（しぐれ煮）
  - ② オリーブ地鶏（チキンかつ、そぼろ）
- (5) 県産水産物を使った加工品
  - ① チヌ（長天、ほぐし身、竜田揚げ）

#### (8) 業務完了報告書

- (1)～(7)の業務完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、委託者に提出すること。

#### 4 委託期間

契約締結日から令和9年3月23日まで

#### 5 業務の運営管理

受託者は、委託者に対し、状況に応じて業務の進捗状況を報告するとともに、必要の都度業務の推進に必要な打合せ会議等を行うものとする。

#### 6 その他

- (1) 本業務で制作したデザインデータ等の成果物の著作権は、委託者には帰属しないこととするが、受託者は、実績の周知など自らの業務に必要な範囲において、この業務の成果物を随時利用できるものとする。
- (2) 成果物作成にあたっての権利等について
  - イ 制作物は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
  - ロ 人物を採用する場合は、肖像権の侵害が生じないようにすること。
  - ハ 受注者は、本業務において撮影した各種素材画像データ及び制作したデザインデータ等の制作物について、いかなる部分も第三者が著作権やその他の知的財産権侵害を主張していないことを発注者に保証し、第三者から成果品に関して知的財産権侵害を主張された場合の一切の責任は受注者が負うものとする。
- (4) 本業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間に関わらず決して第三者に漏らしてはならない。
- (5) 経理等を含む関係書類は、本業務の完了後5年間保管しなければならない。
- (6) 業務の目的を達成するために、委託者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行うことができるものとし、受託者はこの指示に従うこと。
- (7) 本仕様書に明示されていない事項で、業務の目的を達成するために必要な業務が生じたとき又は業務内容を変更する必要があるときは、委託者と協議の上、対応する。
- (8) この業務の実施に当たり、本仕様書に疑義が生じた事項については、その都度委託者と協議すること。